緊急時の児童の登下校について

日頃は、本校教育活動推進のために格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、児童が在校中に大地震、台風、不審者対策等の非常事態が発生し、授業等の教育活動を打ち切り、緊急な下校措置をとらざるを得ない場合が出てくることが考えられます。その際、児童の安全確保を第一に考え、保護者、または保護者代理人に確実に児童の引き渡しをするため、下記のようにさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

① 大きな災害が発生した場合
② 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合
③ 暴風警報・特別警報・避難勧告、指示が発令された場合
④ 大雨・洪水・高潮・大雪警報が発令され、緊急に下校させる場合
⑤ 不審者対策等で緊急に下校させることが適切であると判断した場合
⑥ インフルエンザ等の集団感染予防のため早退の措置が適切であると判断した場合

お迎えをお願いします

特別警報とは、以下の特別警報が発令されたとき
大雨(浸水害)　大雨(土砂災害)
暴風　高潮　波浪　暴風雪

※ 「保護者、または保護者代理人」であるとの確認の上、児童を引き渡します。

① の場合……速やかに引き渡しをします。(連絡がなくてもお迎えをお願いします。)
②③④⑤の場合……「○時○分までにお迎えをお願いします。」と、「なごやっこ子あんしんメール」でお知らせします。なお、授業を打ち切り、給食を食べずに下校させることもありますので、ご承知おきください。

※ 諸般の事情により、連絡後、速やかにお迎えに来られない場合があると思います。その際、児童は保護者または保護者代理人が来校されるまで、学校待機とします。
※ 東海地震注意情報が発表された場合、東海地震警戒宣言が発令された場合は削除しました。
※ インフルエンザなどによる学級早退の場合も、引き渡しとなりました。

連　絡　方　法

「なごやっ子あんしんメール」にて、連絡をさせていただきます。ご登録をお願いします。(ご都合により未登録のご家庭には、電話連絡をいたします。)

裏面の「各種警報等が発令された場合の措置（確認事項）をよくお読みください。